

令和7年度

道路新設改良事業（舗装）

市道栗田内堀線

道路舗装工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市東城町竹森

工 事 概 要							
工 事 名	市道栗田内堀線 道路舗装工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市東城町竹森						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
				当初	変更		
	舗装工事		L=	240		m	
	舗装工	アスファルト舗装工	オーバーレイ 再生密粒度As(13) t=30mm	1,180		m2	
		レベリング工	加熱合材	4		t	
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員B	4		人日	

特記仕様書

第 1 章 総 則
第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は **市道栗田内堀線道路舗装工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節

現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。
 ただし、令和 7 年 4 月 3 日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。
 - （１） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - （２） 兼務する工事件数が本件工事を含め 3 件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - （３） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - （４） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第 2 項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （１） 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - （２） 兼務する工事件数が本件工事を含め 2 件以内であること
 - （３） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - （１） 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - （２） 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - （３） その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
 一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
 - （１） 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - （２） 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術を専任配置する。
 - （３） 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて 3 件までとする。
 - （４） 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第 2 項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて 2 件以内とする。

- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。

「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。

- (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
- (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 8 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更工計画書を提出すること。

第 9 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者にし、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者これを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（1）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（2）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（3）上記（1）、（2）に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- （1）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- （2）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- （3）建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- （4）建設発生土の搬出量
- （5）建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- （1）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- （2）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- （3）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- （4）9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 施工条件

第 1 節 安全対策

1 交通誘導員・保安要員

内容

作業期間、交通誘導員を 4（人/日）配置すること。
 施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。
 交通誘導員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 7 年度

市道粟田内堀線 道路舗装工事

庄原市東城町竹森

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	市道栗田内堀線 道路舗装工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和06年度
工種区分	舗装工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 7月 1日付 公共	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 6年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 公共(令和6年11月一部改定)

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-1 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-1
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	0 % ~ 5 % 以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工事01						
	1	式				
道路維持					Lv1	
	1	式				
舗装工					Lv2	
	1	式				
オーバーレイ工					Lv3	
	1	式				
表層(車道・路肩部)					Lv4	
	1	式				
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) 平均幅員3.0m超 タックコート 締固密度2.35	1,180	m2			P 1 号	
アスファルト舗装補修工					Lv3	
	1	式				
レベリング					Lv4	
	1	式				
加熱合材補修工 2t以上5t未満	4	t			施 2 号	
仮設工					Lv2	
	1	式				
交通管理工					Lv3	
	1	式				
交通誘導警備員					Lv4	
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員 B	4	人日			施 3 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-1
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-1
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

市道粟田内堀線道路舗装工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.43				
<賃>アスファルトフィニッシャ(ホイール型) 舗装幅2.3～6.0m 排対型1,2次基準 低騒音			0.91				
<賃>タイヤローラ 質量8～20t 排対型1,2次基準 低騒音			0.14				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10～12t 排対型1,2次基準			0.14				
その他(機械)							
【労務】			9.93				
普通作業員			3.56				
運転手(特殊)			2.04				
特殊作業員			1.98				
土木一般世話役			0.70				
その他(労務)							
【材料】			88.64				

市道粟田内堀線道路舗装工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】 (続 き)							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)			85.53				
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-4タックコート用			2.53				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			0.49				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 30.000 mm 1層当り平均仕上り厚			[J1] = 4 平均幅員 3.0m超				
[A1] = 11 材料 再生密粒度アスコン(13) [J6] = 1 費用の内訳 全ての費用 [A3] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし			[J4] = 1 瀝青材料種類 タックコート PK-4 [A2] = 1 アスファルト混合物小型車割増 小型車割増なし				

市道粟田内堀線道路舗装工事

【 第 2 号 施工単価表 】

加熱合材補修工 2t以上5t未満

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
振動ローラ運転(賃料) (舗装用)搭乗式・コンパインド 型2.4～2.6t 排対型:2次基準		日				
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)	1	t				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)		%				
労務費の% 計						
単位当たり						
[条件] [B] = 3 日当り施工量 2t以上5t未満		[ya] = 1	アスファルト混合物	小型車割増 小型車割増なし		
[yc] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし		[y1] = 4	加熱型混合物	種別 再生密粒度(13mm)		
[Xc] = 3 振動ローラ規格区分 排対型:2次基準						

市道粟田内堀線道路舗装工事

【 第 3 号 施工単価表 】 交通誘導警備員 B						
1 人日 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員B						